

支所長	係	受付

## 豊岡市立但東健康福祉センター使用許可申請書兼使用許可書

豊岡市社会福祉協議会理事長 様

次のとおり使用したいので、使用条件を了承のうえ申請します。

使用者 (申請者)	住所 (又は主たる事務所の所在地)	〒	使用 責任者	住所	〒
	団体名 又は 氏名			ツガナ 氏名	(電話 - - )
使用目的					使用予定 人数
使用日時		年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分まで			
使用室名		1. トレーニング室 2. 給食調理室 3. 交流促進室 4. 研修室 5. 農林産品製作室 6. ボランティア推進室			
使用附属設備		1. 放送設備			
備考		<ul style="list-style-type: none"> <li>・営利を目的として使用する場合は、使用料の2倍の額とする。(附属設備に係る額を除く)</li> <li>・冷暖房を使用する場合は、使用料の3割を加算する。(附属設備に係る額を除く)</li> <li>・附属設備を使用する場合は別途使用料を徴収する。</li> </ul>			
許可条件		<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例第6条の規定による不許可条件に該当しないこと。</li> <li>・規則第8条を遵守すること。</li> <li>・条例第9条の規定による使用許可の取消によって生じた損失は補償しません。</li> </ul>		受付月日	年 月 日
※使用料「適用除外」団体該当の有・無				受付番号	

●受付は午前8時30分から午後5時30分までです。(土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始は除く)

●納付された使用料は、原則としてお返しいたしません。

☆このセンターの管理と使用料の徴収は、豊岡市から当協議会がそれぞれ委託を受けてその業務を行います。

社会福祉法人 豊岡市社会福祉協議会

上記のとおり使用を許可する。

年 月 日

豊岡市社会福祉協議会理事長

許可番号	
------	--



●使用終了後、ただちに後片付けをして管理室へご連絡ください。

### 【使用料】

区分	①			②		③ 附属設備	④ 減免措置 (①+②+③)×減免率	⑤ 決定使用料 (円) ①+②+③-④	合計使用料 (円)
	午前9時から 午後零時まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	割増額					
				営利加算 ①×1.0	冷暖房 ①×0.3				
トレーニング室	3,800円	5,700円	7,700円						
給食調理室	2,600円	3,900円	4,900円						
交流推進室	2,800円	4,400円	6,000円						
研修室	1,400円	2,300円	2,800円						
農林産品製作室	2,100円	3,400円	4,400円						
ボランティア推進室	1,400円	2,300円	2,800円						

◆使用の際、この許可書を職員に提示してください。

(申請書兼許可書の写し1部を豊岡市社会福祉協議会に保管すること)